

令和6年3月27日（水）に開催した令和5年度第13回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

1 議 案

- (1) 公立大学法人静岡文化芸術大学 令和6年度 年度計画（案）
- (2) 公立大学法人静岡文化芸術大学 令和6年度 収支予算（案）
- (3) 令和5年度収支補正予算（案）について
- (4) 公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則等の一部改正について
- (5) 公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程の一部改正について
- (6) 有期雇用職員の給与の見直しについて

ア 趣旨

本役員会前に実施された第4回経営審議会にて、事務局より説明があったため、割愛。

イ 主な意見・質問

特になし。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (7) 静岡文化芸術大学役職教員を補佐する職の設置に関する規程の制定について

ア 趣旨

事務局から、公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則第11条の2第2項の規定に基づき、同規則第2条（学長）から第11条（学科長）までに規定する職（役職教員）を補佐する職の設置に関し必要な事項を定める旨説明があった。

イ 主な意見・質問

・新たに補佐職を設けて、学科長などを手伝わせるということか。常勤なのか。
→役職教員の求めに応じて設定するものであり、専任教員から選ぶ。今年度、試行したところ好意見だったため正式に実施する。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (8) 規則の一括改正について

ア 趣旨

事務局から、3月13日の役員会で承認された組織規則改正を受け、改正対象の表記が記載される規則を一括改正する旨説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (9) 公立大学法人静岡文化芸術大学個人情報規則の全部改正について

ア 趣旨

事務局から、個人情報保護法が改正され、今年度4月から施行されたことに対応するため、「公立大学法人静岡文化芸術大学個人情報保護規則」の改正を行う旨説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (10) 受託事業について

ア 趣旨

事務局から、静岡県、一般社団法人からの受託予定事業について説明があり、教員の監修のもと、高い教育効果が期待できることから、受託したい旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

2 報告事項

役職教員の選任について

事務局から、次年度以降の役職教員（第7号議案関連の補佐職含む）について一覧表とともに報告があった。

以上